

止まれ!

横断歩道は歩行者優先

横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。横断歩道は、歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。また、歩行者にも「横断歩道付近では横断歩道を渡る」「斜め横断の禁止」「自動車等の直前直後での横断禁止」などの守らなければならない交通ルールがあります。

交通安全のため、運転者や歩行者も交通ルールをしっかりと守りましょう。
問生活安心課 (☎017-734-5258)

運転手のみなさんへ

令和3年のJAF(一般社団法人日本自動車連盟)の調査によると、「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止率(下表)」は、青森県は14.0%で全国ワースト3位となっています。

横断しようとする歩行者がいたら必ず一時停止しましょう。

	令和元年	令和2年	令和3年
全国平均	17.1%	21.3%	30.6%
青森県	4.4%	12.9%	14.0%
青森県の全国順位	ワースト2位	ワースト9位	<u>ワースト3位</u>

◆罰則などについて

横断歩道を歩行者等が横断しているときや横断しようとしているときは、車は一時停止をしなければなりません。

○横断歩行者等妨害…違反点数 2点、反則金 6,000円~12,000円

ドライバーの皆さんは、「歩行者が待つくれるだろう」「自分が通り過ぎてから渡ればいいだろう」ではなく、**思いやりを持ち、横断歩道での一時停止を心掛けましょう。**

令和3年(2021年)中に青森県内で、発生した交通事故での死亡者のうち、**約3割が歩行者**であり、また、**歩行者の死亡者のうち約6割が高齢者**でした。歩行者が高齢者の場合、ドライバーは特に注意しましょう。



前方に横断歩道があることを示す道路標識・道路標示です。
この標識・標示があるときは、速度を落とすなどして、歩行者等の横断に備えましょう。

「ハンド&サンクス」で 安全横断



▲青森市民交通安全行動の日(6月25日)

- ◆「ハンド&サンクス」は「渡る合図とありがとう」です。「ハンド」…手を上げる、手を差し出すことで横断する意思表示を！「サンクス」…止まった車に感謝の気持ちを伝えましょう！

歩行者のみなさんへ

歩行者の皆さんも、**交通ルールを守る意思**と**思いやりの気持ち**が大切です。

- ◆近くに横断歩道があるときは、**必ず横断歩道を利用！**

これは、歩行者が守るべきルールです。「横断歩道はすぐそこだけど面倒だな…」という場面でも、必ず横断歩道を利用しましょう。

- ◆横断歩道を渡るときは、**ドライバーへの意思表示が大切！**

歩行者が横断歩道を渡るときには、車側が一時停止するのがルールですが、歩行者側も「渡ります」という意思をドライバーに示すことで、気づいてもらいやすくなります。歩行者も思いやりの気持ちを持つことが大切です。



～思いやりの行動～

- ①道路を横断しないときは、横断歩道の近くに立たないようにする。(「渡らない」という意思表示になります)



- ②道路を横断するときは、大きく首を振って左右の安全を確認する。(しっかりと安全確認ができ、ドライバーにも横断する意思が伝わります)

- ③手を挙げるなどの渡る合図やドライバーに顔や目を向けることで、横断する意思表示をする。



▲交通安全教育指導員 山田

自転車の交通ルールを確認しよう

自転車は、道路交通法上では「軽車両」とされ、「車両」の運転者として守らなければならないルールがあります。正しい交通ルールを確認し、安全運転を心掛けましょう。

自転車安全利用五則

- ◆自転車は車道が原則、歩道は例外
運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な場合や、車道や交通の状況からみてやむを得ない場合などの例外があります。

- ◆車道は左側を通行
「自転車」は道路交通法で「軽車両」と定められています。自動車だけでなく、自転車も道路の左側を通行しましょう。

- ◆歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
「徐行」とはすぐに止まることが出来る速度で通行することです。混雑などで徐行でも危険な場合は、自転車を押して通行しましょう。

- ◆安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- ◆子どもはヘルメットを着用
子どもが自分で自転車を運転するときだけでなく、幼児同乗用自転車を利用する場合も、ヘルメットを着用しましょう。